（安全管理規程第25条、運航基準14条関係）※適用条項は、規程例（旅客定員12名以下の小型船舶事業者用）によるもの

事業者名	
航路名	
船名	

※本様式は例であり、安全管理規程に定められた要件を満たしていれば、別の様式を使用しても差し支えない。

発航前検査記録簿（　　年　　月分）

検査項目	検査内容	＼日時	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
		検査方法	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
船体	船首、デッキ、舷側、船尾など、船体に亀裂や破口などの異常はないか	目視														
	船底プラグが確実に閉鎖されているか	触診														
	ハッチカバー、舷門、その他の水密を保持するために必要な閉鎖装置は確実に閉鎖されているか	作動等														
	船内に漏水、浸水はないか	目視														
	船体の傾き、揺れ具合、トリムなどから船体の安定に異常はないか	作動等														
	プロペラに損傷、変形等の異常がないか	目視														
	航海灯、汽笛（ホーン）は正常に作動するか	作動														
機関	燃料は十分に積み込まれているか（燃料ゲージのメモリを記録）	目視														
	燃料タンクに水がたまっていないか	目視														
	フィルタ及び配管の汚れ、目詰まりはないか	目視														
	エンジンオイル・冷却水は適量となっているか	目視														
	エンジンルームや船底のビルジ（汚水）の量は普段より多くないか	目視														
	電気配線や端子は劣化、緩みはしていないか	触診等														
	その他バッテリーや発電機等に異常はないか	触診等														
	エンジンは正常に始動でき、異音、振動、匂い等の異常はないか	作動														
	回転計、冷却水温度計、油圧計、電流計、電圧計は正常値を指しているか	目視														
	冷却用の海水は普段通りの量や勢いで排出されているか	目視														
	フィルタ及び配管の亀裂・汚れ、目詰まりはないか	目視														
操舵設備	ステアリングやクラッチレバーはなめらかに作動するか	作動														
係留・揚錨設備	係留ロープやフェンダー、錨などに消耗・変形などの異常はないか	目視														
救命設備	ライフジャケットに損傷や膨張式ボンベの異常はないか	目視等														
通信設備	通信手段が確保されているか （安全管理規程で定める通信方法を試行すること）	作動														
その他	海図、水路図誌、航海用具は積み込まれているか	目視等														
	消火器等の法定備品類が適切に搭載され、直ぐに使える状態にあるか （有効期限が切れていないか）	目視等														
	気象・海象情報、水路情報その他航海に必要な情報を確認した結果として、航海に支障がないか	目視等														
	必要な乗組員数・資格を満たしているか	目視等														
	乗組員の健康状態に異常がないか	目視等														
異常発見時の措置内容																
検査者氏名																
船長																
運航管理者																